

## 北九州市しあわせ長寿プラン取組調書（抜粋）

## 目標 1 目指そう 活力ある100年～健康長寿～

施策の方向性 1 人や社会とつながりをつなげ、役割をもって活躍できる機会の創出

## 1 生涯現役の充実したライフスタイルを応援

No	取組	概要 ☆取組指標（令和4年度現状値→令和6年度→令和8年度目標）
1	年長者研修大学の運営 （保健福祉局長寿社会対策課）	高齢者の生きがいづくりや仲間づくりに加え、地域活動や社会貢献活動を担う人材の育成を目的に、周望学舎および穴生学舎の「年長者研修大学」で高齢者を対象とした講座を実施します。また、高齢者の高度な学習ニーズに対応するため、市内の大学と連携した校外授業（シニアカレッジ）を開催します。 ☆修了生の地域活動への参加状況（43%→45.5%→47%）
2	健康増進施設北九州穴生ドームの運営 （保健福祉局長寿社会対策課）	高齢者をはじめとした市民の健康・体力づくり、世代間の相互交流およびニュースポーツの振興を図るため、高齢者の健康増進施設である北九州穴生ドームを運営します。 ☆取組指標未設定（参考：R6年間の延べ利用者数92,234人、開館日数353日）
3	生涯現役夢追塾の運営 （保健福祉局長寿社会対策課）	退職後なども今まで培ってきた技術や経験を活かし、地域での経済活動や社会貢献活動などの担い手として活躍していく人材の発掘と養成を行う「生涯現役夢追塾」を運営します。 ☆生涯現役夢追塾の延べ入塾者数（533人→555人→600人）
4	全国健康福祉祭（ねんりんピック）への北九州市選手団の派遣 （保健福祉局長寿社会対策課）	各種スポーツや文化・福祉イベントを通じて、高齢者の健康の保持増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある長寿社会づくりを推進するため、各県持ち回りで毎年開催される「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」に北九州市選手団を派遣します。 ☆参加種目及び参加選手数（9種目75名→11種目78名→10種目75名）
5	年長者いこいの家での活動支援 （保健福祉局長寿社会対策課）	地域の高齢者に対して、教養の向上及びレクリエーション活動などの場を提供し、心身の健康増進を図るため、年長者いこいの家の運営及び活動に必要な経費の補助や、建物の修繕・補修工事を実施します。 ☆取組指標未設定（参考：R6年長者のいこいの家設置数160館）
6	新門司老人福祉センターの運営 （保健福祉局長寿社会対策課）	高齢者に対して、介護予防の視点に立ちながら各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動を提供する「新門司老人福祉センター」の運営を行います。 ☆年間の利用者数（32,457人→32,825人→50,000人）
7	「高齢者ふれあい入浴の日」の設定 （保健福祉局長寿社会対策課）	高齢者が地域でふれあう機会を提供することを目的に、市内の普通公衆浴場（銭湯）において65歳以上の高齢者が無料で利用できる「高齢者ふれあい入浴の日」を設けます。 ☆取組指標未設定（参考：R6高齢者ふれあい入浴の日（偶数月の26日）における延べ利用者数4,331人）

8	施設における利用料の高齢者減免の適用 (保健福祉局長寿社会対策課)	高齢者の社会参加の促進を図るため、市立の文化、観光、体育施設など(福岡市、下関市、熊本市、鹿児島市の施設も一部含む)について、65歳以上の市民であることが確認できる、公的機関が発行した証明書等を提示することで減免料金を適用します。 ☆取組指標未設定(参考:R6 市内施設の延べ利用者数 476,679 人)
9	高齢者のデジタル技術習得を支援する地域人材の育成 (保健福祉局長寿社会対策課)	年長者研修大学校での ICT 普及や DX 化など社会情勢の変化に対応した講座の実施等を通じ、地域におけるデジタル活用推進をリードする人材を育みます。 また、民間事業者による市民センター等でのスマホ講座や、いきがい活動ステーションでのスマホを活用した相談会やサロンの実施、市や民間事業者が行うデジタル講座等の情報を総括的に発信する専用ホームページの運営など、シニア世代のデジタル化習得を支援します。 ☆取組指標未設定
10	地域活動拠点である市民センターの管理運営 (総務市民局地域振興課)	住民主体の地域活動の拠点となる市民センターについて、適切な管理運営や必要な施設整備を行います。 ☆市民センター利用者数(22 千人/館→3,388,543 人→42 千人/館)
11	生涯学習活動の促進 (総務市民局生涯学習課)	各市民センターで行われる地域課題や現代的課題等の解決、心と体の健康づくり、地域の多世代交流を促進する講座や交流事業を実施することで、地域課題の解決や地域人材の育成、地域コミュニティの醸成を目指します。 ☆生涯学習活動に関する満足度(93%→92.8%→95%)
12	生涯学習推進コーディネーターの市民センター配置 (総務市民局生涯学習課)	市民の生涯学習の推進ならびに市民センター等の活性化を図るため、学習機会や人材等、地域に関する様々な情報の収集や提供などを行う「生涯学習推進コーディネーター」を市民センターに配置します。 ☆生涯学習推進コーディネーターの配置割合(36.9%→30%→50%)
13	地域における伝統文化の保存・継承活動の支援 (都市ブランド創造局文化企画課)	地域に根ざした固有の伝統文化については、人々の営みの中で大切に受け継がれてきたものであり、これを地域で次世代へ継承するため、指定された無形民俗文化財の保存継承活動などに対して支援を行います。 ☆指定無形民俗文化財保存支援団体数(14 団体→15 団体→16 団体)
14	生涯スポーツの習慣化の普及 (都市ブランド創造局スポーツ振興課)	高齢者の健康の保持・増進のため、運動の習慣化や仲間づくりのきっかけとなる、「ストレッチ体操」「リズム体操」など、気軽にできるスポーツ教室を開催します。 ☆女性体操教室の参加人数/年(247 人→1,257 人→1,500 人)
15	ニュースポーツ用具の整備・各種交流大会の実施 (都市ブランド創造局スポーツ振興課)	各区における地域スポーツの普及振興を図るため、ニュースポーツ用具の整備及び各種交流大会を実施します。 ☆各区におけるスポーツ行事の参加人数/年(1,867 人→3,970 人→3,000 人)

16	市民参加型スポーツイベントの開催 (都市ブランド創造局スポーツ振興課)	市民スポーツ大会など、市民参加型のスポーツイベントを開催し、多くの市民に参加してもらうことで、市民のスポーツに対する興味・関心を高め、生涯にわたってスポーツを続けていく生活の土台づくりを推進します。 ☆北九州市民スポーツ大会参加者数 (R5: 26,048 人→22,894 人→30,000 人)、北九州マラソン参加者数 (R5: 11,283 人→12,110 人→12,350 人)
17	総合型地域スポーツクラブの育成・支援 (都市ブランド創造局スポーツ振興課)	「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指し、各自の興味やレベルに応じて参加できる多世代・多目的型のクラブ(総合型地域スポーツクラブ)の育成を推進します。 ☆各総合型地域スポーツクラブの会員数/年 (1,718 人→1,736 人→2,000 人)
再 31	高齢者の就業支援 (産業経済局雇用・産業人材政策課)	
再 179	ウォークアブル空間の創出 (都市戦略局都市再生企画課)	

## 2 就労やボランティア活動等の社会参加支援

No	取組	概要 ☆取組指標 (令和4年度現状値→令和6年度→令和8年度目標)
18	いきがい活動ステーションの運営 (保健福祉局長寿社会対策課)	高齢者の社会貢献や生きがいづくりを促進するため、高齢者の参加しやすいボランティア活動、生涯学習、仲間づくり情報などの収集や情報提供を「いきがい活動ステーション」で行います。さらに、活動を希望する相談者に個別に対応し、活動のマッチングまでを行う仕組みづくりを進めます。 ☆いきがい活動ステーションのホームページ・SNS 利用件数 (30,065 件→43,104 件→50,000 件)
19	いきがい活動ステーションにおける人材育成 (保健福祉局長寿社会対策課)	「いきがい活動ステーション」にて、具体的な活動のマッチングを図り、地域デビューまでをプロデュースできるような仕組みを作るとともに、地域貢献を主体的に企画・実施できる人材を育成します。 ☆いきがい活動ステーションのホームページ・SNS 利用件数 (30,065 件→43,104 件→50,000 件)
20	老人クラブの活動支援 (保健福祉局長寿社会対策課)	老人クラブの地域社会における社会奉仕活動等を促進し、高齢者福祉の増進を図ります。また、老人クラブが、地域における世代間交流を深めるとともに、地域社会の一員として介護予防への取組を行うなど、積極的な役割を果たすことができるよう支援を行います。(単位老人クラブへの助成、市・区老人クラブ連合会への助成、高齢者の健康づくり支援事業、年長者の生きがいと創造の事業など) ☆取組指標未設定 (参考: R7. 3. 31 時点クラブ数クラブ 802、会員数 28,394 人)
21	敬老行事等長寿のお祝い (保健福祉局長寿社会対策課)	長年にわたって社会に貢献してきた高齢者を敬うとともに、市民の高齢社会に対する認識を深めるため、さまざまな長寿のお祝いに関連する事業を行います。(年長者の祭典、長寿祝金、長寿祝品、地域で行われる敬老行事への助成など) ☆取組指標未設定 (参考: R6 年長者の祭典参加者数 598 人、敬老行事実施団体 340 団体)

22	ボランティア活動の推進 (保健福祉局地域福祉推進課)	市内のボランティア活動の活性化のため、ウエルとばたと各区にある「ボランティア・市民活動センター」において、ボランティアのコーディネートや活動支援のほか、関係団体と協働して啓発や情報の収集などを行います。 ☆ボランティア活動団体及び登録者数(年間) (583 団体・18,320 人→612 団体・18,189 人→前年度比増)
23	介護支援ボランティア活動の推進 (保健福祉局介護保険課)	高齢者の社会参加・地域貢献による生きがい作りや、地域と介護保険施設等の交流を通して、利用者の生活をより豊かにすることを目的とします。ボランティア活動を行った場合には、その活動を評価してポイント化し、貯まったポイントを換金・寄付できます。 ☆ボランティア活動人数(142 人→290 人→900 人)、活動回数(3,692 回→5,915 回→20,000 回)、「日々の生活に張り合いが出てきた」の選択割合(46.5%→46.3%→60%)
24	世代間交流や様々な体験活動の機会を提供する生涯学習市民講座の実施 (総務市民局生涯学習課)	子どもの生きる力をはぐくみ、心豊かでたくましい子どもを育てるため、体験活動の機会の充実など、家庭・地域・学校が一体となった取組を推進します。(生涯学習市民講座の実施) ☆生涯学習市民講座(子ども向け)(旧地域・子ども交流事業)の参加者数(33,361 人→34,479 人→前年度比増)
25	NPO などに対する側面的な支援 (総務市民局市民活動推進課)	市民活動促進のため、市民活動サポートセンターを拠点として、NPO・市民活動や協働等に関する相談・助言、情報提供、研修・啓発事業などの側面的支援を行います。 ☆市民活動サポートセンター利用者数(9,791 人→13,848 人→20,000 人(毎年度))
26	市民主体の活動に対する支援 (総務市民局市民活動推進課)	地域の特性を生かした活動や地域の活性化に資する新たな市民活動を支援し、市民主体のまちづくりを推進します。 ☆事業採択件数(20 件→19 件→12 件)
27	保険制度活用による市民活動支援 (総務市民局市民活動推進課)	市民活動中の事故に対して一定の補償を行う保険制度を実施し、市民が安心して活動に取り組むことができるよう支援します。 ☆取組指標未設定(参考:保険制度を実施)
28	美術ボランティアの養成 (都市ブランド創造局美術館普及課)	来館者に展覧会や美術作品の価値や魅力を伝えるための解説、美術資料等の整理・分類、ワークショップ等の教育活動の事業支援を行う美術ボランティアの養成を促進します。 ☆登録ボランティア数(30 人→27 人→現状維持)
29	博物館ボランティアの活動推進 (都市ブランド創造局自然史・歴史博物館普及課)	博物館においてボランティア活動を行う人材を育成するとともに、展示解説、演示、体験学習補助など活動の場を提供します。 ☆シーダー(ボランティア)数(44 名→42 名→50 名)
30	シニア世代による子ども・子育て支援活動の促進 (子ども家庭局総務企画課)	シニア世代が、これまで培った経験・人脈等を生かし、子どもや子育てを支える人材として十分活躍してもらえよう、市の子育て関連施設や子育て支援事業などの中から、活躍が可能な場を集約し情報提供し、子ども・子育て支援活動への積極的な参画を呼びかけます。 ☆取組指標未設定(参考:子育て支援活動促進ちらしを 10,000 部作製し、197 力所(スーパー、高齢者関連施設、区役所等)へ配布)

31	高齢者の就業支援 (産業経済局雇用・産業人材政策課)	北九州市高齢者就業支援センターを拠点に、シニアハローワーク戸畑等の関係機関と連携して、求職者支援や求人情報提供等、高齢者の多様なニーズに応じたきめ細やかな就業支援を行います。また、就労にあと一步踏み出せない高齢者の掘り起こしを行うことで、市内企業の人材不足解消を図るとともに健康寿命延伸に寄与します。さらに、市内企業の人材確保を支援するため、短時間勤務や業務の切り出しによるジョブ型雇用など、シニア世代やミドル女性が働きやすい環境づくりを促すとともに、合同会社説明会による求職者とのマッチングを実施します。 ☆就職決定者数 (1,161件→1,055件→1,250件)、イベントでのマッチング件数 (1,158件→1,052件→1,200件)
32	北九州シルバー人材センターによる就業機会の確保 (産業経済局雇用・産業人材政策課)	シルバー人材センターに対する補助を通じて、高齢者の多様な就業機会の確保を推進します。シルバー人材センターでは、臨時・短期的その他軽易な就業を希望する60歳以上の高齢者に就業の機会を提供しています。 ☆就業人数 (2,133人→2,083人→2,150人)
33	観光案内ボランティアの育成・支援 (都市ブランド創造局観光課)	観光客に対し、本市の観光資源の魅力を伝えるため、毎年実施の「北九州観光市民大学」において、観光施設などの解説・案内をする「観光案内ボランティア」を募集・育成し、「観光案内ボランティア」制度の運営支援と併せて、活動の場を提供します。 ☆観光案内ボランティアの案内件数実績 (699件→1,055件→R7:1,200件)
34	公園愛護会活動支援 (都市整備局公園管理課)	公園周辺の地域住民により結成され、公園の環境美化活動を行う公園愛護会について金銭による助成を行い活動を支援する。 ☆市民意識調査による市政評価「公園整備など、緑のまちづくり推進」の順位 (5位→5位→上位5位以内に入る(毎年度))
35	市民と行政の協働による美しいまちづくり (都市整備局道路計画課)	道路の清掃や花壇の手入れなどのボランティア活動を行う地域団体の活動を支援し、市民との協働により美しいまちづくりを進めていく。 ☆道路サポーター加入団体数 (254団体→273団体→260団体以上)
36	河川愛護団体活動支援 (都市整備局水環境課)	河川の清掃や除草などの美化活動を行うボランティア団体を支援し、良好な河川環境の保全を推進する。 ☆河川愛護団体数の維持 (60団体→56団体→60団体を維持)
37	公園などでの花づくり活動の支援 (都市整備局公園管理課)	地域の美化活動の一つとして、市民による花壇づくりなどの活動を支援し、多様な主体による花とみどりのまちづくりを推進する。 ☆市民花壇登録団体数の維持 (588団体→595団体→維持)
38	スクールヘルパーの配置・活動支援 (教育委員会学校教育課)	学校教育の場において、教育活動の支援を行うボランティア(スクールヘルパー)として、保護者や地域の方などを学校に登録し、活動してもらいます。 ☆「教育的効果が得られた」と回答した学校の割合 (77%→95%→令和4年度以上)
再1	年長者研修大学校の運営 (保健福祉局長寿社会対策課)	
再11	生涯学習活動の推進 (総務市民局生涯学習課)	

再 12	生涯学習推進コーディネーターの市民センター配置（総務市民局生涯学習課）	
再 68	高齢者の生活支援体制の整備 （保健福祉局地域福祉推進課）	住民主体の生活支援体制を構築するため、協議体を支援する地域支援コーディネーターの配置に加え、市民センターを拠点としたボランティア活動を支援します。 ☆新たに生活支援の取り組みを始める、または強化するために支援した校（地）区数（95箇所→141箇所→155箇所）

## 施策の方向性 2 生涯を通じた健康づくり・介護予防

### 1 健康寿命延伸を目指した健康づくり・介護予防の促進

No	取組	概要 ☆取組指標（令和4年度現状値→令和6年度→令和8年度目標）
39	健康づくり・介護予防に関する知識等の普及啓発 （保健福祉局認知症支援・介護予防課）	介護予防に関する正しい知識を普及啓発するため、リーフレット等の作成・配布、ホームページ等様々な媒体を活用した情報発信、個別の相談会や有識者による講演会等を開催します。 また、高齢者が効果的に介護予防活動に取り組むことができるよう、運動・栄養・口腔等に係る各種介護予防教室を開催し、地域で取り組む介護予防活動のきっかけづくりを支援します。 ☆健康づくり・介護予防教室の参加者数（3,124人→8,376人→増加）
40	通いの場における健康づくりの強化 （保健福祉局地域福祉推進課、認知症支援・介護予防課）	高齢者が要支援・要介護状態になることの予防を目的に、地域の通いの場において専門職による健康教育・健康相談を実施するとともに、地域での自主的な介護予防活動を支援します。地域包括支援センターでは、高齢者サロンや老人クラブ等に出向いて、高齢者いきいき相談（巡回相談）と健康教育や保健指導を一体的に実施し、高齢者の生活習慣病の予防や重症化予防に取り組めます。 ☆通いの場等への専門職の関与回数（703回→806回→増加） ☆巡回相談の実施回数（60回→90回→現状維持）
41	生活習慣病予防・重症化予防のための健康教育の実施 （保健福祉局健康推進課）	生活習慣病予防・重症化予防について、正しい知識の普及と健康意識の向上のために区役所等で集団健康教育を行います。また、生活習慣の改善等が必要な方に対して生活習慣病の予防・重症化予防のために個別健康教育を行い、長期的な認知症の予防につなげます。 ☆開催回数（1,387回→1,038回→増加） ☆参加延べ数（8,066人→6,588人→増加）
42	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進 （保健福祉局健康推進課、認知症支援・介護予防課）	高齢者の心身の特性をふまえて生活習慣病の重症化予防と介護予防を一体的に取組み、健康寿命の延伸と社会保障の安定を目指します。専門職が通いの場へ出向き、住民主体で継続的に介護予防に取り組むことができるように、フレイルや生活習慣病の重症化予防に関する健康教育、健康相談を実施します。また、健診受診結果や通いの場で把握した重点的に支援が必要な高齢者に対して、専門職が家庭訪問等により保健指導を行います。 ☆後期高齢者健診受診率（14.06%→18.47%→23%）、後期高齢者歯科健診受診率（8.1%→6.43%→16%）、運動機能の低下リスクがある人の割合（40.2%→R7調査予定→38%）、咀嚼機能の低下リスクがある人の割合（45.2%→R7調査予定→43%）、低栄養のリスクがある人の割合（9.4%→R7調査予定→9%）

43	健康に関する正しい知識の普及啓発 (保健福祉局健康推進課)	市民の健康への関心を高めるため、そして、市民一人ひとりが健康に関する正しい情報を取り入れ、理解し、活用することができるよう、講演会や啓発イベント等を開催します。 ☆講演会等でのアンケートにおいて、「健康への関心が高まった」等と回答した者の割合 (→R5:79.90%→84.2%→70%以上)
44	健康診査(がん検診等)の実施 (保健福祉局健康推進課)	健康増進法に基づく各種がん検診の実施により、がんを早期に発見し、早期に治療へつなぎ、がんによる死亡率の減少を図ります。また、基本健診や骨粗しょう症検診を実施し、疾病の早期発見・早期治療及び重症化の予防を図ります。 ☆北九州市健康づくり及び食育に関する実態調査における40～69歳(子宮頸がんは20～69歳)のがん検診受診率)：胃がん(27.0%→R9調査予定→R10:50.0%)、大腸がん(26.0%→R9調査予定→R10:50.0%)、肺がん(20.5%→R9調査予定→R10:50.0%)、子宮頸がん検診受診率(32.1%→R9調査予定→R10:60.0%)、乳がん(36.6%→R9調査予定→R10:60.0%)、骨粗しょう症検診受診率(健康増進法上の対象年齢女性の受診率)(1.1%→1.4%→R9:5.3%)
45	歯科口腔保健の推進 (保健福祉局健康推進課、認知症支援介護予防課)	歯科健(検)診の実施や歯科受診勧奨、口腔と全身の健康の関連等に関する正しい知識の普及・啓発等により、歯科疾患の予防・重症化予防及び口腔機能の維持・向上を図り、健康で質の高い生活のための歯科口腔保健を推進します。 ☆65歳以上における口腔ケアが誤嚥性肺炎を予防することを知っている人の割合(54.1%→R9調査予定→R10:70.0%)、かかりつけ歯科医がいる者の割合(一般高齢者)(77.9%→R7調査予定→80%)、かかりつけ歯科医がいる者の割合(在宅高齢者)(73.6%→R7調査予定→80%)、咀嚼機能の低下リスクがある人の割合(45.2%→R7調査予定→43%)
46	北九州市国民健康保険の特定健診・特定保健指導の実施 (保健福祉局健康推進課)	北九州市国民健康保険に加入する40～74歳を対象に、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備軍を減少させることを目的として、メタボリックシンドロームに着目した特定健診を実施します。また、健診の結果、生活習慣の改善が必要な対象者への特定保健指導を実施します。 ☆特定健診受診率(35.2%→34.8%(暫定値)→R9:52.8%)、特定保健指導実施率(20.2%→21.6%→R9:50%)
47	地域交流センター(隣保館)での生きがい講座の実施 (保健福祉局同和対策課)	地域交流センター(隣保館)において、地域の高齢者を対象に、生きがいづくり、健康づくり等を支援することによって、介護の予防や自立助長を図ります。 ☆実施回数(398回(地域交流センター9館合計)→451回(地域交流センター9館合計)→1館1月あたり3回以上開催)

## 2 地域で主体的・継続的に取り組める仕組みづくり

No	取組	概要 ☆取組指標（令和4年度現状値→令和6年度→令和8年度目標）
48	地域リハビリテーション活動の支援（サロンで健康づくり等） （保健福祉局認知症支援・介護予防課）	地域における介護予防の取組みを機能強化するために、地域の住民主体の通いの場等に、運動・栄養・口腔分野の専門職等を派遣し、自立支援と地域づくりの視点から、効果的な介護予防技術を提供し、住民のスキルアップを図ります。 ☆通いの場等への専門職の関与回数（703回→806回→増加）
49	健康づくり推進員の養成と活動支援 （保健福祉局認知症支援・介護予防課）	地域における健康づくり・介護予防活動を推進するリーダーとなる健康づくり推進員を養成します。また、健康づくり推進員が行う健康づくりや介護予防の普及啓発活動を支援します。 ☆健康づくり推進員の活動への参加者数（260,576人→277,268人→増加）
50	食生活改善推進員による訪問活動 （保健福祉局認知症支援・介護予防課）	食生活改善推進員を対象に食育アドバイザーを養成し、高齢者宅を訪問して、食事等に関する状況確認や助言を行うとともに、虚弱者を把握し、必要な支援につなげます。 ☆低栄養のリスクがある人の割合（9.4%→R7調査予定→9%）
51	介護予防リーダー（普及員）の育成・支援 （保健福祉局認知症支援・介護予防課）	地域で介護予防活動を推進する介護予防リーダー（普及員）を育成し、活動を支援します。また、高齢者の特性等を理解し、適正かつ効果的な運動指導ができる人材を育成するための研修会を開催します。 ☆介護予防リーダー（普及員）の登録者数（991人→1,049人→増加）
52	専門職による地域の介護予防活動の支援 （保健福祉局認知症支援・介護予防課）	「いつもの活動に運動プラス」を合言葉に、住民主体の通いの場で、きたきゅう体操等の運動習慣の定着を促し、住民の健康づくり意識の向上を図るとともに、仲間と一緒に取り組む介護予防活動を支援します。 ☆通いの場等への専門職の関与回数（703回→806回→増加）
53	介護予防・自立支援のための総合プログラムの実施 （保健福祉局長寿社会対策課）	主として要介護状態等となるおそれがある、または要介護状態から改善した高齢者を対象に、市民センターで介護予防・自立支援や生きがい活動に関する総合的なプログラムを実施する事により、介護予防・自立支援の普及啓発を行います。 ☆延べ開催回数（4,436回→4,252回→4,500回）
54	住民主体による居場所づくり （保健福祉局地域福祉推進課）	社会福祉協議会が実施してきたサロンに加え、NPOやボランティア団体等が行う、地域交流の「居場所」づくりを助成対象とし、住民主体による生きがい・健康づくりにつながる居場所づくりを推進します。 ☆サロン助成団体数（校（地）区社協、NPO団体等）（356箇所→461箇所→510箇所）

55	地域で GO!GO!健康づくり (保健福祉局健康推進課)	まちづくり協議会が、市民センター等を拠点として、健康づくり推進員の会、食生活改善推進員協議会と連携し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政(保健師等)などの協力により、市民が主体となって地域の健康課題について話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業(地域で GO!GO!健康づくり)を行います。 ☆地域の健康課題に沿った取組みを実施している団体 (R6:100%→R9:100%)
56	食生活改善推進員の養成・活動の支援 (保健福祉局健康推進課、認知症支援・介護予防課)	北九州市食生活改善推進員協議会が実施する「ふれあい昼食交流会(一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯を対象に食事を通じたふれあいの場を提供)」に対して補助金の交付及び献立作成、調理衛生指導等の支援をする。 また、食生活改善推進員が行う地域での食と健康等に関する情報発信や、健康料理普及講習会、ふれあい昼食交流会などの活動を支援します。 ☆「ふれあい昼食交流会」の参加者数(18,278人→21,750人→増加) ☆食生活改善推進員が関わる活動への参加者数(80,726人→135,779人→増加)
57	公園を活用した健康づくり(保健福祉局健康推進課、認知症支援・介護予防課、都市整備局公園管理課)	身近な公園に整備したウォーキング園路や健康遊具を活用し、市民の健康づくりを推進する。 ☆65歳以上の運動習慣のある人の増加(男性41.8%→R9調査予定→R10:46.0%、女性47.3%→R9調査予定→R10:52.0%)、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少(34.9%→34.8%→33.5%)
再 117	リハビリテーション専門職の地域派遣 (保健福祉局地域リハビリテーション推進課)	医療機関等のリハビリテーション専門職を、住民が運営する地域活動等に派遣し、一人ひとりの身体機能や生活環境に合った効果的な介護予防の方法について助言・指導等を行います。 ☆派遣回数(→R5:498回→513回→400回)

### 目標3 選べる自由が感じられる多彩なケア～安全・安心・自己決定～

#### 施策の方向性3 安全・安心に暮らし続けられる環境づくり

##### 1 暮らしやすい多様な住まいづくりを応援

No	取組	概要 ☆取組指標(令和4年度現状値→令和6年度→令和8年度目標)
157	高齢者の住宅相談の実施 (保健福祉局長寿社会対策課)	各区役所において、介護を必要とする高齢者の住まいの改良に関する一般的な相談や、高齢者仕様の住宅建築などに関する専門的な相談に応じ、これらの方々の在宅生活を支援します。 ☆相談件数(91件→91件→100件)

158	すこやか住宅の改造助成 (保健福祉局長寿社会対策課)	介護を必要とする高齢者などが居住している住宅を、身体状況に配慮した仕様(段差解消など)に改造する場合に、その費用の全部または一部を助成します。 ☆助成金交付件数(高齢者)(79件→79件→80件)
159	すこやか住宅の普及啓発 (都市戦略局住まい支援室)	全ての人にとって安全で安心して快適に生活できる仕様を持つ「すこやか住宅」の普及を推進するため、施工業者等向けの研修会や市民向けの情報提供を行います。 ☆高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率(H30:42%→R14:75%)
160	サービス付き高齢者向け住宅の普及 (都市戦略局住まい支援室)	高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる住まいで、住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、高齢者を支援する安否確認や生活相談などのサービスを備えた「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を行い、事業者へ指導・監督を行います。 ☆高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合(R2:4%→4.31%→R14:4%)
161	高齢者向け優良賃貸住宅の供給支援 (都市戦略局住まい支援室)	バリアフリーで緊急通報装置等を備えた良質な民間賃貸住宅への入居者に対して家賃補助を行うことで、入居を促進し、民間事業者による供給を支援します。 ☆高齢者向け優良賃貸住宅の入居率(90.1%→87.2%→80%)
162	高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居支援 (都市整備局住宅計画課)	市、不動産関係団体、居住支援団体が連携して設置した「北九州市居住支援協議会」において、高齢者や障害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援等に関する協議を行うとともに、高齢者・障害者住まい探しの協力店の紹介や住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録制度、居住支援法人等の情報提供を行います。 ☆協議会と幹事会の開催回数(2回→3回→2回)
163	健康にもメリットがある省エネ住宅の普及促進 (都市戦略局住まい支援室)	ゼロカーボンシティの実現に向けて、住宅の脱炭素化に健康や快適性のメリットを感じ、自主的な取組みがなされるよう、事業者や市民に向けて情報を発信します。 ☆技術力向上研修の満足度(80%→100%→80%) ☆技術力向上研修における技術考査の合格率(80%→97%→80%)
164	市営住宅における住宅困窮者募集(高齢者枠)の実施 (都市整備局住宅管理課)	住宅困窮度の高い高齢者の生活基盤の安定を図るため、市営住宅の入居者募集の際、一般募集とは別枠を設け、点数選考による高齢者の優先入居を実施します。(なお、住宅困窮者募集には、障害者、母子・父子、多子世帯を対象にした募集枠も設けます。) ☆住宅困窮者募集戸数(重複募集戸数)(576戸→520戸→500戸)
165	市営住宅におけるバリアフリー化の推進 (都市整備局住宅整備課)	市営住宅の建替等においては、すべての住戸で、手すりの設置等、高齢者などに配慮した『すこやか仕様』(バリアフリー化)の住宅を供給します。また、既設市営住宅の一部において、床段差の解消、手すりの設置、浅型の浴槽の設置等、高齢者などに配慮した仕様への内部改善工事を行い、既存ストックの有効活用を図ります。 ☆総管理戸数に占めるバリアフリー住戸の割合(39%→41%→43%) ☆すこやか改善事業(124戸→39戸→年間200戸)

166	庁内における熱中症対策の推進 (環境局環境監視課)	改正気候変動適応法に基づき、令和6年4月より新設された「熱中症特別警戒情報」の発表等に備えて、庁内の連絡体制や、暑熱避難施設の指定など、熱中症対策に係る庁内での推進体制を構築し、高齢者をはじめとする市民の熱中症被害の防止を図る。 ☆取組指標未設定
167	熱中症やヒートショックを防ぐための啓発活動 (消防局救急課、保健福祉局健康推進課)	高齢者が安全・安心に日常生活を送れるよう、熱中症やヒートショックなど温度差によるリスクについて、ホームページなどを通して情報提供を行い、高齢者の事故を未然に防止するための啓発活動を推進します。また、熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行います。特に熱中症への注意が必要な高齢者等に対して、周囲の見守りや重点的な呼びかけができるよう、関係機関と連携します。 ☆取組指標未設定(参考：ホームページなどの広報媒体を通して、熱中症やヒートショックに陥るリスクやその対策について、啓発活動を実施。)

## 2 外出したくなる環境づくり

No	取組	概要 ☆取組指標(令和4年度現状値→令和6年度→令和8年度目標)
168	シルバーひまわりサービスによる外出支援 (保健福祉局地域福祉推進課)	外出することが困難な高齢者の日常的な外出を支援するとともに、市民参加によるボランティア活動を推進するため、北九州市社会福祉協議会と労働団体、行政が連携してボランティアによる送迎サービスに取り組みます。 ☆シルバーひまわりサービスの利用件数(年間)(4,241件→4,628件→4,900件)
169	買い物応援ネットワークの推進 (保健福祉局地域福祉推進課)	地域住民が主体となった送迎や朝市、移動販売など買い物支援などの取組みを通じて、地域住民と事業者や支援者をつなぐネットワークの強化を図り、安心して買い物できる地域づくりを進めます。 ☆コーディネーターによる支援件数(30回→24回→60回)
170	安全で快適な歩行空間の整備 (都市整備局道路計画課)	すべての人が安全で快適に歩行できるよう、歩道の新設や拡幅、段差の解消を行うなど、利用しやすい歩行空間の整備を進める。 ☆特定道路のバリアフリー化整備率(98%→98%→100%)
171	地域に役立つ公園づくり (都市整備局みどり公園課)	身近な公園の再整備について、小学校区単位で開催するワークショップで計画段階から地域住民の意見を聴き、地域ニーズを反映した整備を行うことで、これまで以上に利用される公園を目指します。 ☆取組指標未設定(参考：関心のある地域団体に意向確認を行い、2校区でワークショップを開催。)
172	ユニバーサルデザインタクシー車両等導入支援 (都市戦略局都市交通政策課)	高齢者や車いす使用者など誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシー等の普及を促進します。 ☆取組指標未設定(令和6年度30台)
173	JR 既存駅のバリアフリー化 (都市戦略局都市交通政策)	高齢者、障害のある人などがJR駅を利用する際の利便性及び安全性の向上のため、既存駅舎内のエレベーターの設置を支援するなど、今後も継続してバリアフリー化に取り組みます。 ☆JR若松線におけるバリアフリー化整備(2駅→2駅(累計)→3駅)

174	超低床式乗合バスの導入 (都市戦略局都市交通政策課、交通局運輸サービス課)	高齢者、障害のある人などが路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上のため、市営バスや民間バスにノンステップバス等の低床式バスの導入を促進します。 ☆取組指標未設定
175	モビリティ・マネジメント (都市戦略局都市交通政策課)	モビリティ・マネジメントは、公共交通利用のメリット、地球温暖化問題に関する「動機付け資料」等を用いて、一人一人の移動が、社会的にも個人的にも望ましい方向に自発的に変化することを促すコミュニケーションを中心とした交通施策であり、地球環境に優しい交通行動への意識改革を図る取組みです。高齢者等を対象にモビリティ・マネジメントを行うことで、公共交通への利用転換を図ると共に、外出の機会や、コミュニケーションの機会の増加を図ります。 ☆モビリティ・マネジメントの継続実施 (R3 以降:年 3 回以上→11 回→3 回/年以上)
176	おでかけ交通の運行の支援 (都市戦略局都市交通政策課)	バス路線廃止地区などの公共交通空白地域において、地域住民の生活交通を確保するため、採算性の確保を前提として、地域住民、交通事業者、北九州市がそれぞれの役割分担のもとで連携してジャンボタクシー等を運行します。 ☆公共交通人口カバー率 (R3: 86.3%→(令和 8 年度調査予定)→86%を維持)
177	バス事業者の車両小型化による路線維持の支援 (都市戦略局都市交通政策課)	バス路線の廃止予防のため、車両を小型化し、運行の効率化を図るバス事業者に対し支援します。 ☆公共交通人口カバー率 (R3: 86.3%→(令和 8 年度調査予定)→86%を維持)
178	バリアフリー法等に基づく建築物の審査・検査の実施 (都市戦略局建築指導課)	高齢者、障害のある人をはじめすべての人が社会、文化、経済その他の分野の活動に自らの意思で参加できる社会を形成するため、バリアフリー法及び福岡県福祉のまちづくり条例に基づく特別特定建築物等に係る審査、検査を実施します。 ☆取組指標未設定 (参考: 令和 6 年度までの累計申請件数 5 件)
179	ウォークアブル空間の創出 (都市戦略局都市再生企画課)	エリアの価値を高める居心地のよい都市空間を創出する。 ☆国土交通省「まちなかの居心地の良さを測る指標(安心感・寛容性・安らぎ感・期待感)」(→各要素が 6 点以上(各 8 点満点))
180	市営バスのふれあい定期の発行 (交通局総務経営課)	高齢者の外出支援を図るため、年齢が 75 歳以上の人を対象に、北九州市営バス路線のうち、北九州市内であれば乗り降り自由の高割引定期券「ふれあい定期」を発売します。また、運転免許証を自主返納し、且つ運転経歴証明書の交付を受けてから 1 年以内の 75 歳以上の人を対象に「ふれあい定期」料金を割引きます。 ☆取組指標未設定
181	小型車両を活用したお買い物バスの運行 (交通局運輸サービス課)	大型バスが運行できない高台地区等に住む高齢者等の買い物や病院に行くための「生活の足」の確保を目的に、乗車定員 10 人以下の小型車両を活用して、「お買い物バス」を運行します。 ☆路線数及び運行便数 (7 路線 37 便→7 路線 37 便→7 路線 37 便)
再 55	地域で GO!GO! 健康づくり (保健福祉局健康推進課)	

## 3 安全・安心な生活を守る

No	取組	概要 ☆取組指標（令和4年度現状値→令和6年度→令和8年度目標）
182	福祉避難所の速やかな開設に向けた検討 （保健福祉局地域福祉推進課）	要配慮者が福祉避難所に直接避難する仕組みづくりをはじめ、災害時に速やかに福祉避難所を開設・運営できる体制整備の検討を行います。 ☆速やかな福祉避難所の開設・運営（数値設定なし）
183	あんしん情報セットの普及 （保健福祉局地域福祉推進課）	万が一の緊急時に備え、一人暮らしの高齢者等が、あらかじめ緊急時に必要な情報（緊急連絡先、かかりつけ医等の医療情報）を集約保管しておく「あんしん情報セット」の普及を図ります。 ☆あんしん情報セットの配布数（1,269個→776個→2,680個）
184	福祉避難所の拡充 （保健福祉局地域福祉推進課）	災害時の避難に際して、高齢者や障害のある人等が良好な生活環境を確保できるよう、老人福祉施設等を有する社会福祉法人等と協力協定を締結し、福祉避難所の拡充を図ります。 ☆福祉避難所協定施設数（84施設→91施設→97施設）
185	避難行動要支援者避難支援のための仕組みづくり （危機管理室危機管理課）	土砂災害や河川氾濫などの災害が発生したときに自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方（避難行動要支援者）を名簿に登録し、平常時から自治会（市民防災会）などに名簿を提供することで、地域における避難支援の仕組みづくりを促進します。また、避難行動要支援者の個別避難計画が自治会などによって作成されるよう支援します。併せて、自治会などによって作成することが困難な個別避難計画は、福祉専門職と連携して作成することで、個別避難計画の作成を促進します。 ☆個別避難計画の作成率（57.7%→68%→85%）
186	地区防災計画の策定の推進 （危機管理室危機管理課）	地域防災力の向上を目的として、小学校区や町内会、マンションなど、様々な地域単位での地区防災計画作りを支援する。 ☆地区防災計画策定数（37件→42件→58件）
187	高齢者向け交通安全の推進 （総務市民局安全・安心推進課）	高齢者が交通事故の被害者にも加害者にもならないよう四季の交通安全運動を中心とした広報啓発活動や、運転免許証自主返納支援事業の実施、また、高齢者運転シミュレーターや歩行シミュレーター等を活用した参加・体験型の交通安全教育を推進することにより、高齢者の交通安全意識の高揚、浸透を図ります。 ☆運転免許証自主返納数（3,000人→3,065人→3,000人）
188	高齢者の犯罪被害防止に向けた啓発の推進 （総務市民局安全・安心推進課）	高齢者の犯罪被害防止を目的とした出前講演の実施や、社会的に問題となっている二セ電話詐欺被害の未然防止を図るため、65歳以上の市民を対象に、被害防止に有効である事前警告及び自動録音機能を有する固定電話機の購入費の一部を補助するなど、高齢者の被害未然防止につなげます。 ☆高齢者の犯罪被害防止を推進するための出前講演数（0回→23回→5回） ☆電話機を設置したことによる安心感（96%→97%→95%以上を維持）

189	高齢者に対する消費者被害防止の啓発 (総務市民局・消費生活センター)	高齢者が消費者被害に遭わず、安心して生活できるよう、高齢者への啓発を行うとともに、民生委員や介護事業者など高齢者を見守っている人に対して啓発講座を行うほか、介護事業者などに対して消費者被害の情報をメールで配信し、高齢者の被害未然防止につなげます。 ☆啓発講座（高齢者対象）の受講者数（696名→1,534名→1,000名）
190	高齢者等の住宅防火対策の推進 (消防局予防課)	住宅火災による高齢者や障害者の被害を防ぐため、各種媒体や行事等あらゆる機会を通して住宅からの出火防止のための広報を行います。また、高齢者等の訪問活動を行い、設置義務化から10年以上が経過した住宅用火災警報器の交換と定期的な点検・清掃について啓発を強化していくなど、住宅防火対策を積極的に推進します。 ☆住宅火災による死者数10年平均値以下：9.2人（10人→14人→住宅火災による死者数10年平均値以下（H28～R7））
191	福祉施設等の防火安全対策の推進 (消防局指導課)	高齢者等の自力避難困難者が入所する社会福祉施設の消防用設備等の設置や維持管理状況等の不備事項を査察で把握し、是正指導を行います。また、施設関係者に消防関係法令を遵守させ、防火安全対策を徹底し、安全で安心した住みよい環境づくりを推進します。 ☆取組指標未設定（参考：R6福祉関連施設（老人ホームや老人デイサービスなど）の査察件数519件）
192	福祉・医療関係者向け高齢者の応急手当講習の実施 (消防局救急課)	突然の病気や怪我等により傷病者が発生した場合に、傷病者のそばにいる市民が適切な応急手当を行うことで、傷病者の救命効果は向上します。そのため、消防局では応急手当普及啓発事業を行っており、特に高齢者の安全と安心を確立するため、現に就業しているホームヘルパーなどに対して、応急手当講習を実施します。 ☆福祉関係者及び病院関係者（非医療従事者）の受講者数（511人→545人→1,500人）
193	高齢者に対する予防救急の普及啓発 (消防局救急課)	救急隊が出動した事案を集計・調査・分析し、家庭内やその周辺で高齢者が負傷した事故の傾向や注意すべき箇所等をまとめた「転ばぬ先の知恵～家庭内における高齢者の事故防止対策～」を作成します。各種講習の資料として使用するほか、ホームページで情報提供を行うなど、高齢者が家庭内などで負傷する事故の未然防止を推進します。 ☆取組指標未設定（参考：広報媒体（ホームページ等）を通して、高齢者が家庭内などで負傷する事故について、注意喚起を図った。）
再59	あんしん通報システムの設置 (消防局予防課、保健福祉局長寿社会対策課)	在宅高齢者や重度身体障害がある人等の家に火災センサーやペンダント型発信機を付加した緊急通報装置を設置し、緊急事態が生じた際、消防隊や救急隊が迅速な対応を行います。また通報装置を介して健康や生活等日常のあらゆる相談を受けるなど、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。 ☆新規設置件数（351件→343件→360件以上）